

保険者の情報提供義務 (五)・完

鄭 燦 玉

目 次

はじめに

第一章 日本法の現状と課題

第一節 旧法下における情報提供規制

第二節 二〇一四年改正保険業法における情報提供規制

第一款 W G 報告書

一 問題意識

二 報告書の提言と情報提供ルールの変化

第二款 二〇一四年保険業法における情報提供義務

一 概要

二 改正法令の限界

第三節 課題の提示(以上、一八七卷三号)

第二章 ドイツ法における情報提供規制

第一節 二〇〇七年保険契約法における情報提供義務

第一款 内 容

一 当事者

二 情報提供の方法と時期(以上、一八七卷六号)

三 情報提供事項

第二款 適用除外と情報受領の放棄

一 適用除外の対象

二 放棄の方式、内容および限界
第三款 その他

一 立証責任

二 保険契約期間中の情報提供

第二節 情報提供義務違反の効果

第一款 クーリング・オフ期間の起算点の繰下げ

一 情報提供義務違反とクーリング・オフ期間との関係

二 永久的クーリング・オフの権利の問題(以上、一八八卷三号)

第二款 損害賠償

一 賠償範囲に関する問題

二 因果関係の推定

三 クーリング・オフの権利との関係

第三章 日本法への示唆

第一節 契約法における保険者の情報提供義務

第二節 立法論および解釈論の提示

第一款 情報提供の方法

第二款 情報を提供すべき時期(以上、一八九卷一号)

第三款 情報提供事項

第四款 情報提供義務違反の効果

一 特段の救済策の検討

二 保険契約者側が被った損害への救済に関する理論構成

おわりに(以上、本号)

第三款 情報提供事項

情報提供事項に関しては、大きく分けてその立法方式、および、情報提供事項の範囲という二つのことが問題となる。第一に、立法方式については、原則的な規定を法律レベルで設け(契約前情報提供に関するVVG七条一項、二項)、細部事項については同規定を授權規定とする下位規範(InffV)で規律する方式を採用しているドイツの立法態度は、――

契約法による規律か、監督法による規律かという問題は別として—日本の保険法制（保険業二九四条一項・保険業法施行規則、監督指針）と共通するといえる。ただし、規律の具体的内容を下位規範の定めに依拠することとしても、法律で規律する情報をいかなるものと定めるかという問題は残る。この点に関して、VVG七条一項一文には、提供が求められる情報として「普通保険約款を含む契約条項」、「保険情報提供令の定める諸情報」が、保険業法二九四条一項本文には「保険契約の内容」その他「参考となるべき情報」がそれぞれ明記されている。私見によれば、提供を要するその他の重要な情報の大枠は法律でより明確に提示することが望ましいことから、保険業法施行規則が定める情報提供事項のうち、既存の契約概要の項目に該当するような事項を保険業法の規定に格上げすべきである。⁽³⁴⁾

第二に、提供すべき事項の対象ないし範囲をいかに考えるかという問題について、ドイツでは、普通保険約款を含む契約条項（VVG七条一項一文）を知らせること、また、保険情報提供令により具体化された、あらゆる保険部門に適用される事項（InfV一条）、生命保険および疾病保険における特則的事項（同二条、三条）、殊に、当該保険契約にとつて最も重要な内容が取りまとめられた形で記述されている商品情報冊子（同四条）などの情報を提供することが保険者に義務付けられている。要するに、ドイツ保険契約法は、「契約条項」以外に、「保険情報提供令の具体化する諸情報」の提供を求めているが、前者、特に保険約款については、従前の証券モデルの廃止により、その交付時期が事後交付から事前交付へと繰り上げられたにとどまり、組入れ要件など具体的な規律内容において従来の保険実務ないし法状態と相違があるわけではないとされている。⁽³⁵⁾ 一方、保険情報提供令には、相当詳細な情報開示項目が列挙されているが、このような規定の背景には、顧客が決定に対する自己責任のもとに保険契約の申込みをすることができる環境造りのために、契約申込の前段階で加入しようとする保険商品に関してできる限り多くの情報の提供を受けられるようにするという、連邦司法省の意図があったと考えられる。⁽³⁶⁾ もっとも、保険契約者側の情報消化能力に鑑みれば、当該保険契約に關連する内容に関する要約書面の交付が確保される必要があるはずだが、ドイツでは「商品情報冊子」を交付することを

通じて、情報量が膨大になりすぎることの弊害をある程度解消しようとしている。

日本の保険法制において、将来の保険市場等の状況変化に対応できるよう下位法令等を活用し、保険の種類によって情報提供事項を異にして定めるにあたっては、法令で情報開示項目を詳細に列挙するドイツの例を参考にする余地もある。ただし、ある情報が、顧客が保険者を選択し、当該保険契約を締結するかどうかを決定することと緊密な相関関係にあると認められる場合に、当該情報は法定の情報提供事項としての合理性を有すると考えられる。とりわけ、情報の非対称的状況の解消という目的の実現にあまり役立たない情報を提供するよう法的に義務付けたとしても、その種の義務の違反については法的サンクションを定める意義は乏しい。この点に関して、ドイツの保険情報提供令が定める情報提供事項の範囲は、広範囲に過ぎると批判される余地がある。保険契約の締結の判断に間接的な影響しか与えないような情報は、保険契約者が契約申込の前段階で認識または受領する必要性が低い情報に該当するといえる。それにもかかわらず、ドイツではそのような情報についてまで保険者がその提供を十分に行わなければならないものとされており、情報提供事項が、保険契約の申込みをしようとする者が必ず知る必要のある情報の範囲を越えているのではないかと考えられる⁽³⁶⁾。換言すれば、その段階における保険契約者は、厳密に言えば申込みをこれからしようとする者、すなわち契約締結の当事者としての地位をまだ有しない見込み客にすぎず、このような者に対してまで広範な情報を提供する義務を保険者に課すことは、情報提供事項の範囲を過度に広げるものといえよう⁽³⁷⁾。

契約の当事者は、契約を締結するか否かを決し、または契約の内容を定めるにあたり、その根拠ないし基礎となるべき資料としての情報を必要とする。保険契約においては、保険事故が発生した場合に保険者が保険契約者に提供すべき保険給付、保険者免責事由、および保険契約者が支払うべき保険料などがそれに属する。これらの情報に直接関係しないものまでを情報提供事項に含めることは、取引の遅延と費用の増加⁽³⁸⁾を来すことになりかねず、この点でドイツ保険契約法および保険情報提供令は、批判を免れないように思われる⁽³⁹⁾。

第四款 情報提供義務違反の効果

ドイツ法のように、保険取引における情報提供義務に関する規定が契約法に置かれる場合には、保険者側は、契約法の明文規定によって私法上の義務としての情報提供義務を負うこととなる。ただし、その場合の義務は、保険者と保険契約者との間における保険契約の交渉とともに発生する義務、すなわち、保険契約の成立前の義務として、保険契約者の契約申込の判断に影響を及ぼす情報をその者に知らせることを内容とする義務であり、保険契約の成立により発生する本来の意味における給付義務そのものとは異なっている。⁽³⁰⁾したがって、保険者側の情報提供義務違反がいかなる法的効果をもたらすのかについては、別途考察を要し、その際、契約取消権のような追加的な制裁規定の必要性についても検討の余地がある。⁽³¹⁾

保険者の情報提供義務を規定する VVG 七条には、当該義務違反の効果についての規律は設けられていない。それゆえ、かりに情報提供義務違反があったとしても、そのような事実だけでは、保険契約者が当該保険契約を直ちに取消可能であるような効果が当然発生するわけではない。もつとも、VVG 八条二項一文一号が、同法七条および保険情報提供令の定める諸情報を保険契約者が受領したときに初めてクーリング・オフ期間が開始する旨の規定を設けることにより、保険者が情報提供義務を履行しないと、保険契約者は——法文上は——期間の制限なく当該保険契約のクーリング・オフの権利を取得することになるため、その限りでは、保険者に同義務を履行する強いインセンティブが働くといえる。

クーリング・オフ制度が、そもそもある義務違反に対する制裁的手段として認められるものでないことはいうまでもない。契約を締結した消費者が、いわゆる冷却期間を確保することを保障するために、特に消費者法の分野においてクーリング・オフ規定が設けられており、それにより、取引の相手方である事業者側に何等の帰責事由がない場合であっても、消費者は当該契約の申込みの撤回を行うことができるのである。このことは、VVG 八条一項というクーリン

グ・オフの場合にも基本的に妥当する。ただし、同条二項が情報提供義務違反の効果をクーリング・オフ期間の起算点に結び付けることで、クーリング・オフ制度をより効果的に運用しているといえる。情報提供義務違反の効果として契約取消に関する規定を別途設けるのではなく、既存のクーリング・オフ規定を活用するドイツ保険契約法特有の規律方式は、制度運用の効率性という観点から、高く評価されるべきであると考えられる。

一方、情報提供義務違反があった場合に生ずる損害賠償責任に関しては、①賠償の範囲について、いわゆる履行利益的損害賠償が認められるかどうか問題となり、②履行利益的損害賠償を認めることとした場合、保険者の義務違反と保険契約者側の履行利益的損害との間に因果関係の推定を及ぼすべきかどうか学説上論じられている。

①に関しては、ドイツでは一般に、保険者の情報提供義務違反は、契約締結上の過失に基づく損害賠償請求権を招来させるものであり、その賠償範囲は原則として消極的利益ないし信頼利益の範囲内と解されている。もともと、適切な情報提供があったならば、より有利な保険契約を締結したであろうことを保険契約者側が立証した場合には、いわゆる契約調整を通じて、不適切な情報提供のもとで締結された保険契約を仮定的契約へと調整することを請求できると解され、仮定的契約に基づく保険金の支払を求めることができるならば「積極的利益」ないし「履行利益」に相当する額の賠償を認めると実質的に同じことになると解される。保険契約者側が義務違反と履行利益的損害との間の因果関係を証明したにもかかわらず損害賠償の範囲としての履行利益の賠償を否定する必要はないであろうから、ドイツの学説が立証の成否いかんによって情報提供義務違反の場合における履行利益的損害賠償を想定していることは、妥当であると思われる。次に、②履行利益的損害賠償を認めるとした場合、保険契約者側がその因果関係を立証することは極めて困難であることを勘案し、ドイツの学説は、そのような場合における「因果関係の推定」について検討している。推定を認めることにより保険契約者側の立証責任の緩和を図ろうとするドイツの学説の態度には、傾聴の余地があると思われる。

一 特段の救済策の検討

第一章第三節でも指摘したように、情報提供義務違反があった場合に保険契約者側に当該保険契約の効力に影響を及ぼすような特段の救済策を認めることで、保険契約者の救済を強化することが考えられる。

繰り返しになるが、保険契約者が保険契約を締結するか否かを判断するために必要な情報の提供を受けることに、情報提供義務の本旨がある。事前にそのような情報提供が行われなかったならば、正しい情報に基づく契約締結についての熟考過程が欠缺しており、保険契約者の自己責任を問う前提が確保された状態とはいえない。そのような場合には、いったん保険契約者に対して取消しによって危険団体から脱する機会を与え、保険契約者が取消権を行使しないときに不提供情報に基づく契約がそのまま維持されるものと定めることが合理的であろう。すなわち、情報提供義務違反があった場合、保険契約が成立した日から一定の期間内は保険契約者側に当該契約を取り消す権利が与えられ、その取消期間が経過すると保険者側の義務違反にもかかわらず瑕疵が治癒し当該契約は有効なものとされるといった法的効果を伴う立法も、一般論としては考えられる⁽³²⁾。

かりに右に述べたように情報提供義務不履行時に保険契約者側に保険契約取消権を認めるような規律⁽³³⁾を設けるとした場合、取消権がどの時点から発生するのか、取消権の行使期間をいつまでとするかといった問題も検討する必要がある、この問題は、情報を提供すべき時期の問題と密接に関連する⁽³⁴⁾。日本法のもとでは、情報を提供すべき具体的時点が情報の種類別に想定されており（たとえば、保険業法施行規則および監督指針が規定する契約概要は保険契約の締結を検討している段階において、注意喚起情報は保険契約の申込時までそれぞれ提供するものとされており、保険約款を交付すべき時期は法令上は明確ではない）、これを踏まえた実務の状況を鑑みるに、契約取消期間の起算点を一律に定めることは容易ではなさそうにも思われる。もつとも、最後に提供される情報を基準として起算点およびその期間を定めるといやり方は考えられないではない⁽³⁵⁾。

ドイツ保険契約法の立法者は、このような場面において、保険契約の取消しのような特段の制裁規定を設ける代わりに、保険者の情報提供義務違反があれば、その法的効果として、同法八条二項一文一号の規定により情報不提供的状態が解消された時からクーリング・オフ期間の進行が開始し、同義務の履行時まで保険契約者が契約締結の意思表示を撤回する権利を持ち続けることとした⁽³⁸⁾。情報提供義務およびクーリング・オフに関するこのような規制手法は、保険業法とその下位規範で既に詳細な規定が設けられている日本の保険法制に特に示唆するところが大きいように思われる。ドイツ保険契約法の規制手法を参考として、クーリング・オフ期間の起算点を情報提供義務違反の効果に結び付けることにより、保険者に対して同義務履行についての心理的強制を与えるという効果を狙うとともに、既存の詳細なクーリング・オフ規定のより効果的な活用を図ることが、現段階において考えられるよい選択肢ではないか。このような規制手法は、保険契約におけるクーリング・オフ制度の本来の趣旨とも合致するものだと見える。すなわち、クーリング・オフの趣旨は、保険契約者が明確な契約意思を形成しないうちに保険契約の申込みや締結が行われ、事後に問題が発生するおそれがあることから、申込者に対し契約締結について熟慮する機会を与えることで保険契約者保護を図ろうとするものであるが、クーリング・オフの行使、すなわち「契約を締結すべきではなかった」という保険契約者の再考は、契約内容等についての正しい情報の提供を前提としてこそ可能であるといえるので、そのような再考を行うことが可能になる時点である情報不提供的状態が解消される時から起算させるのが同制度の趣旨にも合致すると考えられる。

本稿で提案する立法、すなわち情報提供義務規定とクーリング・オフ規定との連携がなされた場合の具体的処理を考えるにあたっては、情報提供の有無、すなわち、各種の募集文書が保険契約者側に到達したかどうかを一括して判断するよりは、ドイツの解釈論に倣って、たとえば、情報の欠缺があった場合において、当該情報が、保険契約者が保険契約の申込みを決心するうえで本質的に重要なものであるかどうかなど、情報の重要度に応じて差異を設けるという解釈を行うべきかどうかについても検討される必要がある。クーリング・オフ期間の起算点の繰下げという効果をもたら

しうる場面としては、大きく次の二つが想定できる。

第一に、法定の情報に適時に提供されなかった場合である（情報提供の欠缺）。情報の重要度に鑑みて、約款以外の情報のうち契約概要の項目に該当するような事項を保険業法で規定することについては、第三款で提案した。情報提供義務違反の効果とクーリング・オフの権利の行使期間とをリンクさせ、かつ、右に述べたような立法をするならば、とりわけ保険約款、または契約概要という募集文書が提供されなかった場合にクーリング・オフ期間の起算点が繰り下げられることは、保険業法の規定により生ずる効果となる。また、現行法体系のもとでも、既存の契約概要・注意喚起情報の項目に該当するような事項は、保険業法施行規則所定の提供されるべき情報の具体的内容であるとされている（保険業規二七条の二第三項一号列举事項）ことから、少なくとも注意喚起情報の項目までは適時に提供されることが求められるといえる。⁽³⁸⁾要するに、「保険契約者等の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項（保険業三〇〇条一項一号）＋特に説明すべき事項（契約概要・注意喚起情報）＋契約のしおりや約款記載事項等」は、それらを受領したかどうかはクーリング・オフ期間の進行に影響を及ぼすことになる情報として扱われるべきであろう。問題となるのは、保険契約の内容ではないが、法令上、「保険契約者等に参考となるべき情報」（保険業二九四条一項）、「保険契約を締結することの判断に参考となるべき事項」（保険業規二七条の二第三項二号）も提供が求められる情報とされているところ、どこまでをその不提供がクーリング・オフ期間の進行を妨げる情報に該当するものと扱うべきか、その境界を画することである。施行規則でいう契約締結等の判断にかかわる参考事項の具体的内容としては、既存の契約概要・注意喚起情報の項目に該当するような事項以外の情報、および、契約条項以外の事項のうち保険契約と関連性が強い付帯サービスにかかる事項等が挙げられている。これらの情報については具体的記載事項が法令上定められておらず、したがって書面交付を要するわけでもないことから、これらの情報の不提供は、原則としてクーリング・オフ期間の進行を妨げるという私法的効果をもたらす事由とはならないとすべきであろう。⁽³⁹⁾

第二に、法定の情報提供が提供されたが、部分的な欠缺があるか（不完全な情報提供）、または、記載自体が誤っている（誤った情報提供）場合である（情報自体の欠缺）。まず、保険約款の交付に関しては、—実際には起こりにくいであろう—約款条項の一部を欠いているような場合であっても、それは保険約款の契約への組入れの問題として扱うべき性質のものであり、交付自体はされていることから、クーリング・オフ期間の進行は妨げられない⁽³⁰⁾。次に、保険約款以外の契約関連情報の提供に関しては、契約概要・注意喚起情報の項目に該当するような事項が特に提供されるべき情報の具体的内容として保険業法施行規則で列挙されていることに鑑みると、契約概要・注意喚起情報に相当する情報の提供を欠いているような場合にはクーリング・オフ期間が進行しないものと扱うべきである。ただし、契約概要等の記載自体が誤っているような場合（たとえば、保険者が担保範囲から除外することを意図していたにもかかわらず、契約概要等において当該事故が保険事故に含まれるという誤った記載がなされたような場合）には、後述するように契約責任等による保険契約者救済の問題として処理し、適法な書面交付および説明が行われている限りはクーリング・オフ期間は進行すると解するのが合理的であろう。

二 保険契約者側が被った損害への救済に関する理論構成

契約前情報提供義務違反のもう一つの効果として、保険契約者側の損害賠償請求権の発生があるが、その法理の具体的な展開にあたっては、日独両国の法状況には多少の相違がみられる。すなわち、ドイツでは、保険者の情報提供義務は完全な私法的規定として設けられているため（VVG七条、保険者が情報を提供しなかったかもしくは提供した情報が不十分であった場合、または保険契約者の契約締結の意思表示前の適時に情報を提供しなかった場合には、情報提供の懈怠による損害の発生について、保険者は「契約締結上の過失」に基づいて損害賠償責任を負担することとなる⁽³¹⁾（BGB二八〇条一項、三二二条二項、二四一条二項）。一方、日本では、監督法である保険業法の情報提供関連規定（保険業二

九四条、三〇〇条一項一号、一〇〇条の二)に違反した保険者側の行為は、それが「不法行為」の成立要件を充足するならば(保険業法上の義務違反であっても不法行為責任の成立を基礎付ける一要素として考慮される)、保険者等に私法上の責任を負わせることになるという法理が定着している(民七〇九条、七一五条(保険業二八三条)⁽³⁰²⁾)。

契約締結上の過失理論と不法行為法の役割分担に関する検討の前提として、まず、ドイツの法状況について触れておく必要がある。

ドイツで、保険者の情報提供義務違反に基づく損害賠償の法理的根拠を不法行為ではなく、契約締結上の過失に求めている理由としては、契約前の情報提供義務違反は契約締結上の過失の低位類型に属するものとされているという点(BGB三一一条二項)以外に、ドイツ民法においては、財産上の損害については不法行為の成立が認められておらず(同法八二三条)、さらに、使用者責任に関する同法八三一条の解釈にあたって、使用者の免責可能性が少なからず認められている⁽³⁰³⁾といった諸事情を挙げることができる。ただし、賠償の範囲に関しては、債務不履行責任と不法行為責任とが債権法総則において統一的に規律されている。

BGB二四九条一項によれば、損害賠償義務を負う者は、「賠償を義務付ける事情がなかったならば存したであろう状態を回復し」なければならない(損害賠償における原状回復主義の原則)。ここでいう原状回復(本来あるべき状態への回復)とは、単に損害が生ずる前の状態に回復させるという概念ではない。⁽³⁰⁴⁾ 保険者の情報提供義務違反の場合を想定すれば、保険契約者側には、原則として保険者に「原状回復」を求める権利が与えられることになり、⁽³⁰⁵⁾ 保険者は、損害が生じた現在の状態と情報提供義務違反のない仮定的な状態—保険者が情報提供義務を正しく履行し、損害が現実化しなかったならばあったであろう状態—を比較して、情報提供義務違反がなかったならば存したであろう状態を作り出さなければならなくなる。したがって、有利な条件で保険契約を締結した場合と同じになるよう契約内容を調整する(本来あったはずの状態に回復させる)ことが賠償の内容になることも考えられる。ドイツの学説はこの点に着目し、かねてより、

保険者の情報提供義務違反がなければ保険契約者が取得しえたであろう保険給付の額を賠償額として認めようと試みていたのである。

このように、ドイツで保険者の情報提供義務違反が契約締結上の過失の問題として取り上げられているのは、財産上の侵害については不法行為の成立が認められていないという法内在的な限界によることであり、契約締結上の過失の類型が明文化されているドイツ民法の規定体系によることでもある。日本では、情報提供義務違反を契約交渉過程における信義則違反とみて、それによる賠償の根拠を不法行為責任に求めることが可能であるから、⁽³⁸⁾ 保険者の情報提供義務違反に関する理論構成にあたって無理に契約締結上の過失理論に依拠する必要はないであろう。⁽³⁹⁾ ただし、ドイツと異なり、不法行為による損害賠償のアプローチを考えると、賠償の範囲や立証責任の緩和の問題は残るから、これらに関するドイツの解釈論は参照する余地があると思われる。保険者側の情報提供義務違反があった場合において、保険契約者が情報の提供を受けていれば当該保険契約を締結しなかったであろうときには、既払保険料相当額の賠償を請求しうることはいうまでもないが、それだけでは保険契約者保護としては充分ではなからう。⁽⁴⁰⁾ 日本では、保険をめぐる法的紛争の大半は、主位的には、ある一定の事故に関する保険給付の有無やその保険給付額を争うものであり、それに付随し、予備的に、保険契約の締結時における保険者の説明ないし情報提供の懈怠の存否が争点となり、このような義務違反を理由とする保険者の損害賠償責任の有無が争われる場合が少なくない⁽⁴¹⁾と指摘されている。具体的には、保障内容にかかわる保険事故が現実化したにもかかわらず、保険金等の支払事由や免責条項、付加しうる特約の存在などについての保険者側の情報提供が不適切であったために、本来締結されたであろう保険契約のもとでならば得られたはずの保険金等が得られなかったとして、保険契約者側からその相当額の賠償を求めうるのかどうか⁽⁴²⁾が問題となる。学説上、このような内容の損害賠償責任は「履行利益的損害賠償」として類型化されている。⁽⁴³⁾

ただし、履行利益的損害賠償を認めることとしたとしても、不法行為責任の法理上は、加害行為としての情報提供義

務違反と本来締結されたであろう保険契約のもとでなら得られたはずの保険金等相当額が得られなかったという損害の間に因果関係が存在することは保険契約者側が立証しなければならず、この立証には困難を伴うことが多い。そのため、保険契約者側の証明負担を軽減させなければ、履行利益的損害賠償を認めても空振りになりかねない。これは、契約締結上の過失責任の法理でしか損害賠償の請求ができないドイツの法状況でも同様である。そこで、ドイツでは、とりわけ保険法の分野において、適切な情報提供があつたならば保険契約者が期待していた保険契約が成立したであろうとの推定をすることが学説上検討されており、明文の推定規定が存在しなくともこのような解釈に支障はないと理解されているように思われる。⁽³⁷⁾

日本においても、少なくとも保険者から受領した不適切な情報と同じ内容の保険商品や特約条項が他に存在し、かつ、適切な情報提供があつたならば保険契約者が当該他の保険契約を締結したであろうという蓋然性があると認められることを前提に、履行利益的損害賠償が実現される場合がありうる指摘するものがある。⁽³⁸⁾ もつとも、このような解釈のもとでは、保険契約者が、不適切な情報と同じ内容を持つ保険商品等が他に存在することの立証に失敗したときには、因果関係の存在自体が否定されざるをえない。⁽³⁹⁾ また、後者の、他の保険契約を締結したかどうかの判断は、あくまでも仮定的なものであるため、実際にそれを立証することが容易ともいえない。⁽⁴⁰⁾

これらの点を踏まえつつ、ドイツでの議論からの示唆を参照するならば、因果関係（もし正確な情報提供を受けていたならば当該保険契約とは異なる保険契約を締結して、望んだ保険給付等を受けられたであろうこと）の立証の困難さに鑑みて、保険契約者側の立証負担の軽減に配慮する必要があると思われる。その方策として、因果関係について保険契約者側が相当の程度の蓋然性を証明したときには、因果関係は事実上推定されると解することが考えられる。具体的には、不適切な情報通りの内容を持つ保険商品等が他に存在することを保険契約者側が立証し、かつ、適切な情報提供があつたならば保険契約をまったく締結しなかつたであろうという事情（他の保険商品等が高額の保険料を伴うものであるなど）が存在

しない場合には、右に述べた因果関係は推定され、そのような推定的効力が該ケースには適用されないとみるべき特段の事情が存在することの証明、すなわち、適切な情報提供があったとしても保険契約者が他の保険契約を締結することが不可能であったであろうという具体的反証(たとえば、当該他の保険商品の引受実績が微々たるもので当該商品へのアクセスが容易ではなかったなど)は保険者にさせるといふ処理を行うといふことである。

しかし、これに加えて、とりわけ提供された情報が全く誤っていた場合には、提供された情報通りに契約が成立し、保険契約者はその契約の履行を求めることができるという保険契約者救済方法も検討されるべきであろう。すなわち、誤情報が提供される限りにおいて保険者はその提供された通りに契約責任を負うという救済手法を採りえないかが、検討されるべきである。誤情報が提供される具体例としては、保険者の作成した契約概要等契約関連情報の記載自体にミスがあったようなケースが考えられるが、特に、契約概要の記載内容と保険約款の条項に不一致がある場合の法的処理が問題となろう。契約概要は、保険契約者の申込みを誘引するために提供される資料にすぎず、それ自体を契約条項として提示される約款とみることはできないが、契約概要と保険約款とに異なる内容の記載がある場合において、契約概要の記載ミスが契約上の権利義務等に関する具体的内容に及んでいるようなときは、⁽³⁷⁾約款における「作成者不利の原則」を類推して、保険契約者にとつて有利な内容が契約内容になると解してよいのではなからうか。あるいは、保険契約者は、保険約款の要約版ともいふべき契約概要の内容を信頼して契約を締結するのが通例であるといえることから、禁反言の法理を援用し、保険者は保険契約者に対して、契約概要の記載内容より不利に扱われるような約款条項の適用を主張することができないという解釈も考えられてよからう。⁽³⁸⁾

ドイツ法では、契約調整を通じた履行利益的損害賠償の請求やその場合の因果関係の問題がもつばら議論されており、契約責任を追及するというアプローチはみられないが、両者は、実際にはよく似た結果をもたらしうる。⁽³⁹⁾ドイツで契約責任的アプローチがみられない理由は必ずしも明らかではないが、ドイツでは、保険法以外の分野においても、一般に、

情報提供義務違反の効果として契約調整による賠償が想定されること、情報提供義務違反があった場合には契約調整による賠償と因果関係の推定を通じて解決を図るといふ考え方が根強いからなのかもしれない。

(343) これは、後述の履行利益的損害賠償における因果関係の推定が及ぶ範囲の問題を考慮した布石ともなる。すなわち、保険業法で正面から規定する重要な事項であるからこそ、少なくともそのような事項には因果関係の推定が及ぶ（ないしは因果関係が肯定される）と解すべきとのロジックが成り立ちうると思われる。

(344) Bruck/Möller/Herrmann, aaO(Fn. 71), § 7 Rn. 14.

(345) ドイツでは、九〇年代に既に約款認可制が廃止され、保険契約上の給付についての開示は保険約款等情報を提供することによって（のみ）実現されていること、そして、保険約款に対する事前監督をせず、紛争があれば裁判所による事後制裁を通じて解決することが前提とされていることから、事前に充実した情報提供が行われる必要性は大きくなるといえる。

(346) 特に、契約締結費用の開示をめぐっては、ドイツ保険契約法改正時に既に業界から強い反発があったことがうかがえる。当時、業界は、連邦司法省が契約締結費用を精確な金額で提示することを求めようとしたことに対して、他の分野にはない規制であつて差別にあたると主張していたという（崔秉珪「二〇〇七年ドイツ保険法の改正とわが国への示唆」商事法研究（韓国）二八巻四号一一五頁（二〇一〇））。

(347) 同じ趣旨として、朴・前掲注(339)一六九頁。

(348) 費用の増加の問題につき、朴・前掲注(339)一七七一七八頁。情報提供事項を増やしたことによって発生する保険者の事業費増加分は保険契約者の負担に帰すことから、情報提供事項の範囲を広く定めることが究極的に保険契約者の利益となるかどうかについて、より綿密な検討を行う必要がある。

(349) 特に、情報開示項目としてのコスト開示に関するドイツ法令の規定内容の日本法への導入に対して批判的な立場をとるものとして、奥野・前掲注(76)六六―六七頁。

ドイツの生命保険会社の費用関連の情報提供義務強化については、生命保険経営八三巻三号一三〇―一三三頁（二〇一五）の海外ニュース欄を参照。なお、日本における手数料等コスト開示の問題については、前掲注(9)中間論点整理一〇頁のほか、前掲注(12)中間論点整理一三頁、WG報告書二〇頁、および、荻野明廣ほか「座談会 自立」と、自律が求められている代理店業界―乗合代理店の手数料開示が見送られたのは妥当―週刊 金融財政事情三〇五号一〇頁以下（二〇一三）参照。

ちなみに、二〇一六年E.U.保険販売指令（(EU) 2016/97）一九条においては、各種手数料の開示義務が定められている。詳細につき、得津・前掲注(5)一四一―一四二頁。

(350) 坂口・前掲注(81)一五九頁。

(351) 小林・前掲注(3)六七頁、前掲注(61)議事録六一一六二頁。
 (352) 孫珠璣≡鄭東潤編集代表「註釈 商法〔保険〕」七一頁(孫珠璣)(二〇〇一、韓国司法行政学会)(約款説明義務違反の効果としての契約取消権の場合)。

(353) 保険約款の交付・説明義務違反に関する立法例としては、韓国商法六三八条の第三項。

(354) この点に関して、朴・前掲注(65)五〇頁は、かりに説明義務の履行時期を「申込時」と定めたならば取消権の除斥期間の起算点も同じ時点とするのが自然であるとの考え方もありうるが、取消権の行使期間は当該取消事由を知った時から開始するものと扱うべきであるとする。

(355) これに関して、韓国商法六三八条の第三項は、保険約款に限り、「保険契約の締結の時に」その交付・説明義務を履行しなかった場合には、保険契約者が「保険契約の成立の日から」三月以内に当該保険契約を取り消すことができるものとしている。これについては、約款説明義務の履行時点は保険契約の「申込時」と定め、契約取消権の行使期間の起算点は「保険証券を受領した日」と定めることが望ましく、さらに、三箇月という一律な取消期間について、保険の種類別に分けて考えるべきとする見解が示されている(朴・前掲注(65)四六・五七頁)。

(356) *Regelungsbegründung zu § 7 I. Bt-Drucke 16/3945, S. 60.*

(357) 山下(友)・前掲注(59)三五八頁、安居孝啓「最新 保険業法の解説〔改訂三版〕」一一六九頁(二〇一六、大成出版社)。

(358) とりわけ、契約概要・注意喚起情報の記載事項については、書面による説明に加え、当該書面の交付も求められている(保険業規二二七条の二第三項一号)点を強調したい。

VVG七条にいう情報提供とは、法定の情報に記載されたテキストが保険契約者に交付されることを意味し、同義務の履行については、原則として口頭説明は要しない。これに対して、日本では、契約概要・注意喚起情報について、書面による説明が情報提供の方法として明示されているので、説明の欠缺は書面交付の欠缺の場合と同様に扱われるべきであろう。ただし、ドイツ法でいう明瞭性・理解可能性原則の役割を、日本では説明が一定程度担っているとも理解される。そうだとすれば、理論上は、契約概要・注意喚起情報について説明はあったが十分ではなかった場合において、説明不足の部分が契約本質性を有する情報に該当するときは、クーリング・オフ期間の進行が妨げられると解することもできる。

しかし、説明が十分であったかどうかの判断は極めて微妙な問題であり、説明不足がなかったことについて保険者が採りうる証明方法としては、保険契約者に契約概要等に関する説明を受けたという趣旨の確認書を提出させる以外に有効な方法が考えにくい。実際上は、説明が十分であったかどうかではなく、説明自体があったかどうか判断の決め手となることもありえよう。

(359) 保険契約と関連性が強い付帯サービスにかかるような事項を契約申込の意思を固めるうえで本質的に重要な情報とみる立場もありうる。しかし、クーリング・オフ規定を発動させる不提供情報の範囲を無限に拡張するような解釈が適切だとは思えない。結局、法令上情報提供が明記されていない事項については、その不提供がクーリング・オフ期間の進行を妨げる情報に該当しないという処理がされやすくなるのではなからうか。

(36) *Armbüster, aaO(Fn. 127), Rn. 1005.*

- (361) 鄭燦亨編集代表『註釈 金融法(Ⅱ)』〔保險業法 二〕二〇六頁、同頁注九〔鄭敬永〕(二〇〇七、韓國司法行政学会)は、日本保險業法二八三条に相当する韓國保險業法一〇二条の規定の解釈にあたり、契約締結上の過失理論による責任も問題となりうることを指摘している。
- (362) 一方、坂口・前掲注(81)二五九頁では、保険者の情報提供義務違反があった場合において債務不履行に基づく損害賠償責任を認めるようなニュアンスの記述をしている。
- (363) Bruck/Möller/Herrmann, aaO(Fn. 71), § 7 Rn. 84.
- (364) Shin, *Goobki*「損害賠償の方法としての原状回復の導入」漢陽法学(韓國)二二卷二集三八七頁(二〇一〇)。
- (365) 金東勳「ドイツ損害賠償法の基本構造に関する一考」国民大学法学論叢(韓國)二集一九四頁(一九九〇)。
- (366) この点に関して、情報提供義務違反といった契約交渉過程における信義則違反による損害賠償責任を認める根拠として用いられている契約締結上の過失概念は不要とし、これを誤った説明等の先行行為に基づく不法行為として処理するという理論構成を提示するものもみられる(加藤雅信『新民法大系Ⅳ 契約法』一〇九—一一〇頁(二〇〇七、有斐閣))。
- (367) 反対・鄭・前掲注(361)二〇六頁、同頁注九。同教授は、ドイツの例に倣って、保険取引において、保険募集人が保険約款や契約の主要な部分の意味および内容について誤説明を行い、後日保険事故が発生したにもかかわらず保険契約者が当初意図していた保険保護を受けられなかったような場合には、契約締結上の過失責任の法理に基づいて保険者の責任を追及することができる」と説明する。これを前提に、韓國保險業法一〇二条(日本保險業法二八三条に相当する)の法文上は、責任の成立要件である違法な保険募集行為が必ずしも不法行為に局限されるわけではなく、債務不履行や契約締結上の過失も違法な募集行為に包摂される概念とみることができることから、保険募集従事者が情報提供義務に違反したときには、保険契約者は契約締結上の過失理論に基づいて保險業法の賠償責任規定を援用しようという論理を展開している。
- (368) 同じ趣旨を述べるものとして、前掲注(61)議事録五六—五七頁。
- (369) 井口・前掲注(44)二八六頁。
- (370) 小林二・前掲注(49)一〇〇頁。
- (371) 山下(友)・前掲注(59)二八三頁参照。
- ちなみに、二〇〇八年保險法の立法過程では、損害額の推定規定(代表的なものとして、金販六条一項)の問題と関連して、損害賠償の範囲について、いわゆる履行利益の賠償も考慮して立法を行うべきではないかとの問題提起があった(前掲注(61)議事録五五—五八頁、六〇—六二頁、前掲注(320)第一九回議事録四七—五三頁、五五頁)。
- (372) 代表的な文献として、MünchKomm-VVG/*Arbeitsst.* aaO(Fn. 87), § 7 Rn. 134ff.
- (373) 義務違反と損害額との間の因果関係の推定規定を設けることについては、義務違反との間に因果関係が推定される損害が特定可能なかという問題が生ずるところ(小林二・前掲注(49)一一一頁)、推定規定を置かないことによって、むしろ推定に関して柔軟に解釈していくことが可能で

あるというメリットも考えられる。

(374) 山下(友)・前掲注(59)二八四—二八五頁。

(375) 井口・前掲注(44)三一〇頁は、保険者からの不適切な情報に対応する保険商品が日本の保険市場に存在しない場合(免責条項についての言及漏れはあったが、当該条項が各社の保険商品に共通するなどのケースが想定できるであろう)には、かりに適切な情報提供があったとしても選択して保険保障が受けられたであろう他の保険商品が存在しないことから、因果関係はそもそも存在しない旨指摘している。さらには、保険会社が他社の保険商品に関して情報提供をする義務までは認められないことから、他社では販売しているが当該保険会社では販売していないような場合も、右に述べた不適切な情報に対応する保険商品が存在しない場合と—その結果において—同様、因果関係は認められないとする。

(376) 山下(友)・前掲注(25)一九一—一九二頁は、「情報提供義務をドイツ法に由来する契約締結上の過失理論の枠組みと同様に考えると履行利益的損害賠償を認めることは困難となる」が、不法行為責任の問題として考える限り、原状回復的損害賠償に限定する理由はないと述べる。しかし、想定されるケース等を検討する山下(友)・前掲注(59)二八四—二八五頁を読む限り、保険者側の情報提供義務違反を理由に保険契約者側が履行利益的損害賠償を求めることができる場合は、極端に少ないように思われる。

(377) 商品情報冊子(Produktinformationsblatt)につき同じ趣旨と考えられるものとして Prof. Dr. Pösch/Martin/Rudy, aaO(Fn. 120), § 4 VVG-InfoV Rd. 1b.

(378) 鄭燦亨編集代表『註釈 金融法(Ⅱ) (「保険業法」一—一頁(張敬煥) (二〇〇七)、韓国司法行政政学会)』。このように、誤った内容が契約概要等に書かれている場合、または本来契約概要に書くべきこと(たとえば保険者免責事由)が書かれていない場合に保険契約者に有利な内容の契約責任を認めるという解釈は、集団的要素が重視される保険の領域においても基本的に妥当するといえよう。保険制度は、危険団体の形成を前提とするものであることから、保険契約者平等待遇の原則が成り立つが、契約概要の記載ミス通りの内容が契約内容になることを認め、すべての保険契約者に同様に適用させることは、むしろ平等待遇に合致する解釈だと考えられるからである。

(379) もっとも、契約責任のアプローチでは、保険契約者側に落ち度があった場合にも過失相殺的な処理をすることが困難になるという問題点は残る。保険者が、契約概要として保険業法施行規則二七条の二第三項一号に掲げられている「保険金等が支払われない主な場合に関する事項」を記載するにあたり、免責事由の記載漏れはあったが、その他の免責事由があることを含意する文言(たとえば、「……等」のような例示列挙の方法)を用いていたため、保険契約者は、約款の内容を参照することで、その他の免責事由についても把握することができたであろうというケースのように、保険契約者側の落ち度も否定できない場合に、契約責任アプローチによって保険金全額の支払を認めることには疑問もあろう。

他方、契約概要の記載事項については、当該書面の交付に加え、書面による説明も求められるところ(保険業規二二七条の二第三項一号柱書)、保険者の作成した契約概要自体にミスがない場合であっても、保険募集人の説明不足によりミスリーディングが生ずることも情報提供義務違反の類型として想定される。また、保険募集人が保険契約者に対して契約概要と異なる内容の説明を行い、それに基づき契約が締結されたというケ-

スもありうるが、この場合、当事者が明示的に契約概要の内容と異なる約定をなしたものとみて、説明された内容が契約内容になるといった解釈は考えにくい（保険代理店が約款条項と異なる内容の個別合意をした場合につき、通常そのような代理権限は代理店に与えられていないことから、個別合意は無権代理行為となり保険者にその効果が帰属しない点を指摘するものとして、森本滋編『商法総則講義（第三版）』一六一—一七頁〔洲崎博史〕二〇〇七、成文堂）。

このように契約責任アプローチを使えるケースはかなり限られると思われる、多くの場合は不法行為責任アプローチによって保険者の損害賠償責任を問うという既存の法理によるべきことにならう。

お わ り に

二〇一四年の保険業法改正により、保険募集の際の保険者側の義務として情報提供義務が明記されたが、同義務違反が行政上の制裁につながりうる点を除くと、同義務のエンフォースメントに関する明文の規定は置かれていない。そこで、本稿では、まず、保険募集をめぐる現実の紛争事案において保険業法二九四条の規律が実効的であるためには、情報提供義務に関する事後規制の整備も重要ではないか、という問題意識を出発点とし、ドイツでの議論を素材として、同規定の適用にあたっての具体的処理、および、同義務違反の効果がどのようなものであるべきかを解釈論および立法論の両面から検討した。特に、立法論に関しては、保険業法二九四条およびこれに関連する規律を整備拡充することで保険契約者保護を図るという立場を提示した。

保険業法二九四条一項は、「保険契約者等の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、保険契約の内容その他の保険契約者等に参考となるべき情報」の提供を義務付けており、情報提供すべき内容については同法施行規則ないし監督指針を通じて具体化する仕組みとなつている。今後、関係法令等の整備が行われる際には、保険約款および提供を要するその他の重要な情報については法律上明記することが望ましいと思われる。その際には、既存の契約概要の項目に該当するような事項を保険業法で規定することを考えてもよいであろう。ドイツ法においては、保険契約の締結後

も、法所定の情報については提供の義務を負うものとされているが、まずは契約前情報提供に関する規律の整備に重点を置き、契約後のものについてはいわゆる助言義務の履行等を通じた解決を図るなど、今後、保険者の説明義務の法理全般に関する見直しが行われるべきであろう。

保険取引において生ずる情報の非対称性を勘案すれば、保険契約者が保険者側から契約関連情報を事前に受領することが極めて重要である。保険契約者が契約申込前に約款の交付を受け、その他の重要な情報を受領することによって、当該保険契約についての理解が高まること、さらには、契約締結を慎重に決定することも期待できると考えられる。ただし、電子式の契約締結のように、書面等による情報提供を事前に行うことが期待できない場合もありうるので、そのような場合における情報提供の追完規定を設けるとともに、その一方で、迅速な契約締結の要請にも配慮し、保険契約者の情報受領権の放棄に関する規定を置くことも考えられる。後者の場合、ドイツ法によれば、情報受領権の全面的放棄は認められず、放棄があつた場合にも情報提供の追完が求められている。ドイツの立法例に倣うのか、それとも、保険契約者が契約申込前に書面による意思表示により、情報受領権を明示的に放棄したときには、保険者側は情報提供義務を免れるものとするような例外規定を置くのかは、結局、政策判断の問題に帰するであろう。

情報提供義務違反の効果としては、保険契約者救済措置の強化という観点から私法的サンクションを設けることが望ましい。ドイツ法から示唆を得て、本稿では、日本法における既存のクーリング・オフ規定を活用して、同義務違反があればクーリング・オフ期間の起算点を繰り下げるというサンクションについて検討した。これに関する具体的な改正案は次のとおりである(傍線部分が改正提案)。

保険業法三〇九条(保険契約の申込みの撤回等)

保険会社等若しくは外国保険会社等に対し保険契約の申込みをした者又は保険契約者(以下この条において「申込者等」という。)は、次に掲げる場合を除き、書面によりその保険契約の申込みの撤回又は解除(以下この条において

「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。

一 申込者等が、内閣府令で定めるところにより、第二九四条に規定する情報の提供が行われ、かつ、保険契約の申込みの撤回等に関する事項を記載した書面を交付された場合において、その提供及び交付をされた日と申込みをした日とのいずれか遅い日から起算して八日を経過したとき。

情報提供義務違反時の損害賠償責任に関しては、殊に賠償の範囲および因果関係の立証に関して、ドイツ法解釈等をも参照しながら私見を述べたが、契約締結上の過失理論と不法行為法の役割分担の違いなどを考慮しても、その具体的理論構成において、ドイツ法の規律が示唆するところは大きいように思われる。本稿において提示した解釈論および立法論が、情報提供規制のエンフォースメントの向上に寄与できるならば望外の喜びである。